

令和4年度

千種区役所における
広告付き行政情報モニター・
行事案内モニター設置事業

(入札後資格確認型一般競争入札方式)

入札案内書

入札日：令和4年9月22日(木曜日)午後1時30分

場所：千種区役所3階 第1会議室

名古屋市

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

目次

◇ あらまし	P 1
◇ 入札説明書	P 3
第1 掲出場所等	P 3
第2 参加者の資格	P 3
第3 広告の設置条件	P 6
第4 入札日時等	P 7
第5 入札金額	P 8
第6 入札	P 8
第7 開札	P 9
第8 競争入札参加資格確認申請	P 10
第9 契約の締結	P 11
第10 広告料等の納付	P 11
第11 契約保証金	P 11
第12 問い合わせ先	P 12
◇ 仕様書	P 13
◇ 名古屋市広告掲載要綱	P 20
◇ 名古屋市広告掲載基準	P 22
◇ 名古屋市千種区広告掲載要綱	P 24
◇ 契約書（案）	P 28
◇ 入札書（入札書・記載例）	P 36～37
◇ 委任状（委任状・記載例）	P 38～39
◇ 競争入札参加資格確認申請書（封筒記載例・申請書・記載例）	P 40～42
◇ 履行実績調書（調書・記載例）	P 43～44
◇ 法人役員等に関する調書（調書・記載例）	P 45～46
◇ 本店、支店、営業所等所在地確認書（確認書・記載例）	P 47～48
◇ 事業計画書	P 49

あ ら ま し

千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業は、千種区役所の指定された場所に行政情報モニター・行事案内モニターを設置し、併せて民間企業等の広告を掲出していただくものです。

当事業では、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格(広告料の月額)以上で最も高い価格(広告料の月額)で入札され、かつ、競争入札参加資格を有すると認められた方を契約の相手方とします。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規制を確認されたうえで、お申し込みください。

広告掲出までの流れ

入札案内書の配布 (この案内書)	令和4年8月26日(金)から令和4年9月21日(水)まで 名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。
入札の実施	令和4年9月22日(木) 午後1時30分から 入札会場 名古屋市千種区役所3階 第1会議室 入札書(入札を委任する場合は委任状も)は名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードして入手し、必要事項を記入・押印してご持参ください。 なお、入札書に使用する印鑑をご持参いただければ、入札会場内で入札書の記入・押印をすることができます。
落札候補者の決定	入札会場において、入札の終了後、ただちに入札者の面前で開札を行います。 開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最も高い価格で入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と併せて発表します。
競争入札参加資格確認 申請書の提出	令和4年9月22日(木)から令和4年9月26日(月)まで 午前9時から午後5時まで(期間内必着) 落札候補者の方は、名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出してください。期間内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。

審査結果の通知	参加資格の審査後、競争入札参加資格確認通知書等を郵送します。
▼	
契約締結及び使用許可	審査結果の通知を受けた後、すみやかに契約を締結していただきます。 契約書及び使用許可書は落札者名義になります。
▼	
契約保証金及び 広告掲出料の納付	契約保証金を契約締結日に、広告料及び使用料を名古屋市が定める期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付していただきます。 なお、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により契約保証金を免除することがあります。
▼	
広告原稿の審査・承認	名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。 その内容について名古屋市の審査・承認を受けた後、広告を設置していただきます。
▼	
モニター設置・ 広告の掲出	<p>令和5年1月1日から令和5年12月31日まで</p> <p>契約開始日から掲出できなかった場合でも、本市は広告料及び使用料の減免や返還、その他補償には一切応じられません。期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、現状回復のうえでご返却ください。</p> <p>使用許可の更新がなされた場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4年を限度(最大令和9年12月31日まで)に、1年を単位として掲出期間を延長(契約を更新)することができます。(ただし、区役所庁舎改修等により、やむを得ず更新を許可しない、または年度途中で契約を終了する場合があります。)</p>

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書を確認したうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 掲出場所等

1 モニターを掲出する施設及び設置場所等

名古屋市千種区星が丘山手103番地 名古屋市千種区役所

	設置内容	設置台数	設置場所
①	広告付き行政情報モニター 行事案内モニター	各1	庁舎1階東玄関 入口付近
②	広告付き行政情報モニター 行事案内モニター	各1	庁舎1階西玄関 入口正面付近
③	広告付き行政情報モニター	1	庁舎1階 待合ロビー

* 現地説明会は行いません。

* 詳細は、仕様書をご参照ください。

* 現在、千種区役所で運用予定の他広告媒体は以下のとおりです。

- ・ マップ広告（1階西玄関南側風除室壁面） 令和5年1月1日～
- ・ 広告付きAED（1階空きスペース）（予定）令和5年1月1日～
- ・ 壁面広告（1階空きスペース）（予定）令和5年4月1日～
- ・ エレベーター広告（予定）令和5年4月1日～

* 参考

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| (1) 千種区の人口（令和4年4月1日現在） | 163,746人（86,498世帯） |
| (2) 戸籍届出件数（令和3年度） | 7,559件 |
| (3) 住民基本台帳届出件数（令和3年度） | 19,570件 |
| (4) 住民基本台帳・戸籍等証明等交付件数（令和3年度） | 141,511件 |

第2 参加者の資格

1 参加者の資格について

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこ

と。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）でないこと。
- (6) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (7) 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 名古屋市広告掲載基準第2に該当する業種又は事業者でないこと。
- (9) 広告掲出に係る業務について、平成29年1月1日以降に官公庁の履行実績があると認められる者であること。
- (10) 名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有する者であること。

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警との協議のうえ合意書を締結しており、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警に照会する場合があります。

このため、落札候補者の方（法人の場合は、法人の役員全員を含む）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出していただきます。（詳しくは、「第8 競争入札参加資格確認申請」を参照ください。）。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には、一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 広告の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

名古屋市が設置事業者に対し、建物の一部を使用許可する方法により行います。

2 広告掲出に係る使用許可期間

(1) 当初の使用許可期間は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までとします。

公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4年を限度（最大令和9年12月31日まで）に、1年を単位として使用許可期間を延長（契約を更新）することができます。ただし、区役所庁舎の改修等により、やむを得ず使用期間の延長を許可しない、もしくは年度途中で契約を終了する場合があります。また、使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとします。

(2) 使用許可期間の更新を希望する場合は、令和5年6月末日までに千種区役所企画経理室まで申し出てください。

(3) 消費税率及び地方消費税率が契約期間中に変更された場合は、変更後の税率で算出された額となります。

3 広告料及び使用料（以下「広告掲出料」といいます。）

(1) 広告の掲出期間（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで。掲出準備に要する期間を含みます。）中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告掲出料を納付してください。

(2) 広告掲出料のうち、広告料について
入札により決定した金額になります。

(3) 広告掲出料のうち、使用料について

設置事業者は、提出場所について広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した庁舎使用にかかる使用料を納付してください。なお、使用料は、入札の対象ではありません。

<使用料の算定>

使用料は、月額900円/m²です。掲出期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算し、表示面積を目的外使用料（月額900円/m²）に乗じて得た額が100円に満たない場合にあっては100円とします。なお、1円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

(4) 掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

4 必要経費

(1) 設置及び撤去に要する工事費等の費用は全て設置事業者の負担とします。

(2) 運用に係る電気使用量については設置事業者の負担とします。

(3) 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

5 設置機器の仕様について

別添「千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業仕様書」(13頁参照)のとおりです。

6 利用上の制限

設置期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- (2) モニター設置及び広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 目的外使用許可の許可条件を遵守すること。
- (4) その他、**仕様書**、**契約書**記載の事項を遵守すること。

7 事業計画書の提出

契約締結後、速やかに、仕様、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等を記載した事業計画書(変更する場合を含む)を提出してください。

8 広告主及び広告内容

千種区役所のイメージを高めるよう、洗練された品位あるデザインとしてください。

具体的な掲載基準については、千種区広告掲載要綱(24頁)を参照してください。なお、広告主及び広告内容については、名古屋市(千種区広告審査会)の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日(広告内容を変更する(広告を付け替える)場合を含む。)の3週間前までに掲出広告の原案を提出してください。

9 維持管理

設置期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (2) 設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 設置機器の破損、問い合わせ並びに苦情については、破損時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

10 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を名古屋市に請求することができません。

第4 入札日時等

入札会場	名古屋市千種区役所3階 第1会議室
入札日時	令和4年9月22日(木) 午後1時30分
必要書類等	(1) 入札書 入札案内書37頁に記載例があります。書式は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。記載方法は、8頁の「第6 入札」をご参照ください。 (2) 委任状(代理人が入札する場合) 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合(支店・営業所の

	<p>長など)は、委任状が必要となります。入札案内書39頁に記載例があります。書式は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。</p> <p>(3) 印鑑 (代理人が入札する場合は代理人の印鑑) 印鑑を押印した入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。</p>
注意事項	<p>(1) 入札参加者又はその代理人 (以下「入札者」といいます。)は、入札時限を過ぎますと、いかなる理由があっても入札はできません。</p> <p>(2) 入札会場へは、入札者以外の方は入場できません。</p> <p>(3) 当日は駐車場に限りがあるため、なるべく公共交通機関でお越しください。</p> <p>(4) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。</p>

*代理人について

入札書を入札参加者本人名義で作成できない場合 (入札参加者本人の押印ができない場合) に、入札参加者本人の押印と代理人の押印をした委任状があれば、代理人により入札することが可能です。この場合は、入札書に入札参加者本人の押印は不要 (代理人の押印は必要) となります。

(注) 以下のような場合は代理人をたてる必要はありません。(委任状は不要です。)

- ・入札参加者本人に代わって、入札参加者本人の印鑑を用いて入札する場合
- ・入札参加者が法人で、その使用人が代表者印を用いて入札する場合

第5 入札金額

- 1 入札金額は、広告料の月額 (契約希望金額の110分の100に相当する金額)を表示してください。入札金額には、使用料 (月額900円/m²) を含めないでください。
- 2 最低価格は非公表です。

第6 入札

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札案内書の36頁に書式があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン (ただし、消せるボールペンを除く。) 又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字 (算用数字) を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。

- 5 入札者は、その投入した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 最低価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - (3) 金額を改ざん又は訂正した入札
 - (4) 記入事項を判読できない入札
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (7) 記名押印のない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - (9) 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
 - (10) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
 - (11) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
 - (12) 明らかに談合によると認められる入札
 - (13) 入札説明書に定める入札方法によらない入札
 - (14) 入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
 - (15) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (16) その他入札の条件に違反した入札
- 7 入札保証金は、免除とします。

第7 開札

- 1 開札は、入札会場において入札の終了後ただちに、入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- 2 開札の結果、入札者のうち最低価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と併せて発表します。
- 3 最高価格（月額）の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引いていただき、落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。
- 4 入札結果については、落札決定後（落札候補者の参加資格確認後）、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方全員の法人名称について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。

第 8 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参又は郵送により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。(3頁「第2 参加者の資格」を参照)
- 3 落札候補者に参加資格がなかった場合は、次順位者が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市よりその旨の連絡がありますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

提出期間	令和4年9月22日(木)から令和4年9月26日(月)まで 午前9時から午後5時まで
提出先	名古屋市千種区役所 企画経理室 (名古屋市千種区役所庁舎3階)
必要書類等	<p>(1) 競争入札参加資格確認申請書 1通 (41頁参照) 個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を必ず押印してください。入札書及び契約書も同一の印鑑を使用してください。</p> <p>(2) 履行実績調書 1通 (43頁参照) 平成29年4月1日以降の官公庁における広告掲出事業の履行実績(本市との履行実績がある場合は本市との履行実績)について記載してください。</p> <p>(3) <個人の場合> 住民票の写し(世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番号は省略可) 1通 <法人の場合> 法人登記簿謄本 1通 どちらも発行後1か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。</p> <p>(4) <法人のみ> 法人役員等に関する調書 (45頁参照) 本店、支店、営業所等所在地確認書 (47頁参照)</p> <p>(5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長3号封筒。</p>
注意事項	<p>(1) 書類の提出方法は、持参又は郵送に限ります。</p> <p>(2) 郵送の場合は、簡易書留郵便による郵送をお勧めします。</p> <p>(3) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。</p> <p>(4) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。</p>

	(5) 提出期間終了後は、(4)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。
--	---

- 4 申請書等の提出を受けた後、すみやかに競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。
- 5 入札結果については、入札者数、落札者の商号又は名称及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
- 6 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
- 7 6の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（土日・祝日を含まない。）に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
- 8 7の書面の提出先は、本書の12頁「第12 問い合わせ先」に示す場所です。
- 9 7に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内（土日・祝日を含まない。）に書面により行います。
- 10 提出された申請書等は返却しません。
- 11 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札候補者の負担とします。

第9 契約の締結

- 1 落札決定後、競争入札参加資格確認通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 落札者は、1の通知を受けた後、すみやかに契約を締結しなければなりません。
- 3 契約は、落札者名義で行います。（契約書に使用する印鑑は、入札書及び競争入札参加資格確認申請書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。）
- 4 千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業契約書（案）は、28頁を参照してください。
- 5 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

第10 広告料等の納付

広告料及び使用料（電気を使用する場合は電気使用料も含む。）は、契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第11 契約保証金

- 1 契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。

- 2 契約保証金は、広告料（更新を含む最大契約期間の総額）の100分の10に相当する額とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は金融機関振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振り出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振り出しを受ける金融機関で確認してください。
- 6 名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合があります。

第 1 2 問い合わせ先

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- 1 令和4年9月9日（金）午後5時00分までに提出してください。
- 2 下記のあて先へファックス又は電子メールで質問書（様式は問いませんが、質問書を送付の際には、件名に「千種区役所における行政情報モニター・行事案内モニター設置事業にかかる質問書」と記入してください。）を送付してください。

名古屋市千種区役所企画経理室
＜電話番号＞052-753-1932 ＜ファックス番号＞052-753-1924
＜電子メールアドレス＞a7531932@chikusa.city.nagoya.lg.jp
- 3 質問者には、個別に回答します。また全ての質問への回答をまとめた回答書を令和 4年 9 月 12 日（月）以降名古屋市公式ウェブサイトへ掲載し、閲覧に供します。

千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業 仕 様 書

名古屋市を甲とし、広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業者を乙とする。

1 設置予定場所及び設置内容等

名古屋市千種区星が丘山手 103 番地 名古屋市千種区役所

	設置内容	設置数	設置予定場所
①	広告付き行政情報モニター 行事案内モニター	各1	庁舎1階東玄関 入口付近
②	広告付き行政情報モニター 行事案内モニター	各1	庁舎1階西玄関 入口正面付近
③	広告付き行政情報モニター	1	庁舎1階 待合ロビー

- (1) 設置予定場所の詳細については、別紙の設置場所地図を参照すること。
- (2) 上記①・②のモニターのサイズについては、42インチ程度で表示内容がはっきりみえるものとする。(ただし、広告付き行政情報モニターは、行事案内モニターのサイズを超えないこと)
- (3) 上記①・②については、庁舎案内の表示を行うこと。
- (4) 上記③のモニターのサイズについては、42インチ程度で表示内容がはっきりみえるものとする。また、裏面については、ポスター広告の掲出を可とする。

2 使用許可期間

令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

※ただし、公用または公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、1年を単位として令和6年1月1日から4年を限度（最大令和9年12月31日まで）に更新することができる。なお、区役所庁舎改修等により、やむを得ず更新を許可しない、または年度途中で契約を終了する場合がある。

3 設置の条件

- (1) モニター及び広告物の制作、設置、維持管理、撤去等に要する費用は、乙の負担とする。また、メンテナンス、破損や事故時の対応等、一切の保守管理に関しては、乙の負担と責任において処理するものとする。
また、設置により既存の案内表示等の変更が必要な場合は、甲と協議の上、乙の負担により実施するものとする。
- (2) 上記①・②のモニターについては、薄型で場所をとらず、鋭利な突起物がない等安全に配慮すること。上記③のモニターについては、天井吊り下げ式総重量20kg以内のものとする。また、設置については、壁面、床面、天井等に確実に固定し、落下防止、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

4 広告、行事案内及び行政情報の放映方法等

- (1) 乙は、広告主の募集、広告・行事案内及び行政情報の制作に係る費用を負担するものとする。ただし、行政情報の制作に必要な情報・素材は甲から提供する。
- (2) 行事案内については、区役所の行事案内（行事名、場所、時間等）を1日単位で常に

モニターに表示する。また、甲の担当者がパソコンを用いて簡易に原稿を作成、変更できるものとし、1週間分まとめて入力し、1日ごとに自動で表示内容を切り替えられるものとする。

- (3) モニター等により掲出する全ての広告は、千種区広告掲載要綱による千種区広告審査会において適正と審査されたものに限り掲出することができる。
- (4) 広告の音声は、無音とすること。
- (5) 広告、行事案内及び行政情報の放映時間は、甲の窓口業務時間とする。
- (6) 行政情報モニターの行政情報の表示割合は全体の2分の1以上とする。
- (7) 電源や映像の放映は、タイマーその他の機器により自動制御できるものとする。

5 モニターの設置条件

- (1) モニターの維持管理・保守は、乙の負担で行うこと。
- (2) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、モニターの破損等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙はモニターの破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は乙が負担すること。
- (3) 使用を終了するときは、モニターを乙の負担で撤去し、原状復帰したのち甲の検査確認を受けること。

6 広告掲出の条件

- (1) モニターに掲出する全ての広告については、別に定める千種区広告掲載要綱による千種区広告審査会において適正と審査されたものに限り、掲出すること。
- (2) 乙の都合により広告の修正・変更をする場合は、広告掲出を開始する3週間前までに広告案を千種区役所企画経理室へ提出し、千種区広告審査会の審査を受けたのち修正・変更すること。

7 広告掲出に係る使用許可及び使用料

- (1) 乙は、広告掲出について使用許可を受け、募集の際に提示する広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した使用料（月額900円/m²）を納付するものとする。
- (2) 使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。なお、1円未満の端数がある場合は切り上げ、100円未満の場合は100円とする。
- (3) 掲出する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、納付済みの広告料及び使用料は返還しないものとする。
- (4) 広告掲出に伴う電気等の諸設備の利用に必要な経費については、乙の負担とする。

8 事業計画の策定

乙は、広告物の仕様、使用料、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出するものとする。

9 その他

- (1) モニターにかかるメンテナンス、破損や事故時の対応など、一切の保守管理に関しては、乙の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- (2) 広告放映設備に必要な電源工事及び電気料金については乙の負担とする。
- (3) 乙は対人対物保険に加入すること。
- (4) 掲出する広告がなく、広告枠に空欄が生じるおそれがある場合、乙は甲と協議し措置を講ずること。なお、広告枠に空欄が生じたとしても、納付済の広告料及び使用料は返還しないものとする。


- (5) その他の仕様については、甲乙協議の上決定する。
- (6) 本仕様書に定めるもののほか、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準及び千種区広告掲載要綱、その他関係法令を遵守すること。
- (7) 本仕様書に関しては、別添の情報取扱注意項目及び妨害又は不当要求に対する届出義務の適用があるものとする。また、この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、障害のある方に対して、別記「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。

10 参考


千種区人口（令和4年4月1日現在）	163,746人（86,498世帯）
戸籍に関する届出件数（令和3年度）	7,559件
住民基本台帳届出件数（令和3年度）	19,570件
戸籍関係・住民基本台帳関係等交付件数（令和3年度）	141,511件

(別紙 設置場所地図)



 = 広告付き情報モニター、行事案内モニター

 = 広告付き情報モニター

 = 番号発券機モニター設置 (予定)

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第 1項第 1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めるときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、乙は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適當であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成21年9月30日から実施する。
- 3 この要綱は、平成24年4月2日から実施する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）
根拠のない表示や誤解を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等
 - イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの

- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

千種区広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 名古屋市千種区役所（以下「千種区」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関しては、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日19財財第18号）に定めるほか、この要綱に必要な事項を定めるものである。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か千種区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 千種区が作成する印刷物
- (2) 千種区公有財産
- (3) その他千種区が別に定めるもの

(広告の掲載基準)

第3条 名古屋市広告掲載要綱に基づいて定められた名古屋市広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載するのがふさわしくないものは、広告媒体への掲載を行うことができない。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
 - (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
 - (3) 広告掲載料（次項に該当する場合を除く）
 - (4) 広告の募集対象
 - (5) 広告の申込み手続
 - (6) 広告の選定方法
 - (7) 広告掲載手続
 - (8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項
- 2 所管課の長は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の負担により広告を掲載した広告媒体の納入をもって広告掲載料の徴収に代え、広告を募集することができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。
- 3 広告の募集は、原則として公募によるものとし、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

(広告の掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、名古屋市千種区広告掲載申込書（様式第1号）により、申込みを行う。

- 2 広告掲載希望者には、広告の取次ぎを営業とするものを含む。

(広告掲載の決定等)

第6条 所管課の長は、あらかじめ広告審査会の承認を受け、広告掲載の可否を決定する。

- 2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求められることができる。
- 3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を通知（様式第2号又は様式第3号）するものとする。

（広告原稿の作成等）

第7条 広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

- 2 広告主が他の者（以下「広告依頼者」という。）にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

（広告掲載料の納付等）

第8条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載を開始する日までに広告掲載料を全額納付するものとする。ただし、別に定めるところにより、分割して納付することができるものとする。

- 2 所管課の長は、前項における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

（広告内容の変更）

第9条 広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が、第3条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

- 2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

（広告掲載の取止め）

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
 - (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
 - (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
 - (4) その他広告掲載が不相当であると判断したとき
- 2 前項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。
 - 3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

- 2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。
- 3 第1項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

（広告掲載料の返還）

第12条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により1月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して1月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額 of 広告掲載料の合計額とする。

3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(協議)

第14条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に定める各事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(千種区広告審査会の設置)

第15条 広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

2 広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

5 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。

9 広告審査会の庶務は、千種区区政部企画経理室が処理する。

(その他)

第16条 その他広告掲載につき必要な事項は千種区長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

別表

委員長	区長
委 員	区政部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター福祉部長 総務課長 企画経理室長 地域力推進室長 民生子ども課長 保健管理課長 委員長の指名する職員

千種区役所における広告付き 行政情報モニター・行事案内モニター設置事業契約書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、千種区役所（千種保健センターを含む。）における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター（以下「広告付き行政情報等モニター」という。）の設置、広告の掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、千種区役所の建物の一部を提供し、乙に広告付き行政情報等モニターを設置させるものとし、乙はこれに対して甲に広告料を支払うものとする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

（設置場所及び仕様）

第2条 広告付き行政情報等モニターの設置場所及び仕様については、別添仕様書のとおりとする。

2 乙は、本契約書のほか、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、千種区広告掲載要綱に定めるところに従い、本契約書による広告付き行政情報等モニターの設置掲出を行わなければならない。

（事業計画の策定及び協議）

第3条 乙は、広告物の仕様、使用料、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（契約期間）

第4条 本契約の有効期間は、契約締結の日から令和5年12月31日までとする。ただし、本契約は第5条に定める使用許可の期間のみ効力を有することとし、第5条第4項に基づく使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもって本契約は効力を失うものとする。

2 第5条第4項に基づき、乙が使用許可の更新を申請し、甲がその申請を許可した場合、新たに契約を締結するものとする。

（使用の許可、期間、使用料）

第5条 乙は、広告物の掲出に際しては、別途、名古屋市長から使用許可をその掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。

2 許可期間は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までとする。

3 乙は、第1項に定める使用許可を受けるにあたり、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、所定の使用料を甲に納入するものとする。

4 乙は、第1項に定める使用許可について、令和6年1月1日から4回を限度（令和9年12月31日まで）に、1年を単位として更新の申請をすることができる。この場合、許可期限の3か月前までに使用許可の更新申請をしなければならない。ただし、千種区役所庁舎の改修等により、やむを得ず更新を許可しない、又は年度途中で契約を終了する場合がある。

- 5 前項に定める乙の申請は、許可期限の3か月前までに甲に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

(広告料及び電気使用料)

第6条 乙は、前条第3項に定める使用料とは別に、広告掲出場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとし、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、甲に納入するものとする。

支払期日は、次のとおりとする。

年度	期間	支払期日
令和4年度	令和5年1月～令和5年3月分	令和5年1月末日

年度	期間	支払期日
令和5年度	令和5年4月～令和5年6月分	令和5年4月末日
	令和5年7月～令和5年9月分	令和5年6月末日
	令和5年10月～令和5年12月分	令和5年9月末日

- 2 前項の広告料は、月額金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金〇〇〇円）とし、年額金〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金〇〇〇円）とする。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合、変更前の広告料（消費税及び地方消費税抜き）に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税額を加えた額に変更されたものとみなす。
- 3 乙は第4条なお書に定める事態が発生した場合、第1項に定める期間に属する期間の中で、その事態が発生する月までの広告料を甲に納入する。この場合、支払期日は第1項に定める支払期日のおりとする。
- 4 乙は、モニターを使用して広告を掲出する場合、甲に電気使用料を支払うものとし、甲の定める期日までに甲の発行する納入通知書により、甲に納入する。
- 5 乙が第1項に定める納付期限までに広告料を支払わないときは、乙は納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第33条第1項に定める割合により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第7条 乙は、契約締結と同時に契約保証金として広告料（更新を含む最大契約期間の総額をいう。第19条及び第20条において同じ。）の100分の10に相当する額を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定により契約保証金の納付を免除することがある。

(権利譲渡の禁止)

第8条 甲及び乙は、事前に他方当事者の承認を得ないで、本契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第9条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であつて乙の責めに帰することができないものにより、乙が契約を履行できないと認めるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により1月を超える期間において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、千種区広告掲載要綱の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

(広告主及び広告内容の審査)

- 第10条 乙は、広告物を掲出する広告主の選定及び広告内容について、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、千種区広告掲載要綱を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できない。
- 2 乙は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告物のデータなど必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなくてはならない。
- 4 甲及び乙は、広告主及び広告内容について、千種区役所の公共性、美観及び千種区役所利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容等の修正・変更)

- 第11条 甲は、広告内容・デザイン等が千種区役所に掲出する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告内容等の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。
- 2 前項の修正等にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 乙は、自己の都合により広告内容等を変更するときは、事前に審査を受け、その承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

- 第12条 乙は、広告内容等について、次の各号に定める事項を遵守する。
- (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容等に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙は保証するものとする。
- (3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(広告掲出にあたっての留意事項)

- 第13条 乙は、広告掲出にあたっては、甲の指示に基づき、千種区役所の業務、維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう配慮しなければならない。
- 2 乙は、広告物の落下及び破損等により、千種区役所利用者等に危険を生じさせないように配慮しなければならない。
- 3 甲は、乙に対して、前2項に定める留意事項等に関する助言、指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによつて生じる経費は、乙が負担する。
- 4 広告掲出によつて、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等乙の責に帰さない場

合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。

- 5 乙は、広告物が毀損、汚損もしくは紛失等した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 6 甲は、広告物の毀損等を発見した場合、速やかに乙に通報しなければならない。

(広告設置場所の変更)

第14条 広告設置後、千種区役所業務、あるいは千種区役所利用者等への影響により、やむをえず設置場所を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(広告物の一時撤去又は一時削除)

第15条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 乙が、第5条第1項に定める使用許可の許可条件、この契約に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。
 - (2) 広告主又は広告内容が名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、千種区広告掲載要綱に違反したとき。
 - (3) 第11条1項の規定による広告内容等の修正を乙が行わないとき又は第13条第3項に定める甲の助言及び指導に乙が従わないとき。
 - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告掲出を再開することができる。
 - 3 第1項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。
 - 4 第1項に定める指示があつたにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。この場合において、甲は一時撤去によって生じた乙の損害の賠償を行わない。
 - 5 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は違約金とみなし、乙に返還しない。
 - 6 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に通告し、この契約を解除できる。

- (1) 第5条に定める使用許可を乙が得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 法令違反又は正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (3) この契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたとき。
- (5) 乙による破産手続開始の申立て、民事再生手続きの開始の申し立て、更生手続開始の申立て、又は乙に対する租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があつたとき。
- (6) 次条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たときで、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、直ちにこの契約を解除できる。
- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 3 甲は、第1項及び第2項に定める場合のほか、行政目的及び千種区役所庁舎の改修等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、乙との協議によりこの契約を解除することができる。この場合、使用料は第4条なお書に定める事態が発生する月までとし、甲は乙に対し当初契約期間の残期間に係る使用料を返還する。
- 4 本条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済広告料を違約金とし乙に返還しない。
- 5 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。
- 6 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により甲に通告し、この契約を解除できる。

- (1) 甲が正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (2) この契約の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第18条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

(契約が解除された場合等の取扱い)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、広告料の100分の30に相当する額を違約金として甲の定める期日までに支払わなければならない。

(1) 第16条第1項若しくは第2項又は第18条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 第1項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第20条 乙がこの契約に関して第18条各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、広告料に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、広告料の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第18条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 第18条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、賃貸人の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(解除に伴う撤去等)

第21条 乙は、この契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく広告物の撤去を行わなければならない。

(原状回復義務)

第22条 契約期間が満了し、又はこの契約が解除された場合には、乙は自己の費用をもって本件広告掲出したものを撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の定めにより本件広告掲出部分を甲に返還するときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を受けなければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が本件広告掲出部分を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から本件広告掲出部分の明渡し完了までの間、乙は甲に対して広告料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第23条 乙は、第11条第1項、第12条第3項、第13条、第15条第1項及び第16条第1項から第3項までの規定により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

- 2 乙は、この契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 3 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は甲乙協議して決める。
- 5 乙は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決にあたる。

(著作権等の管理)

第24条 乙は広告の掲出に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含む、甲の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第25条 乙は業務の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第26条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解釈等)

第27条 この契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

印

乙

入 札 書

令和4年9月22日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所 在 地
商号又は名称
役 職 名
氏 名

印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件 名	金 額						
	百万	拾万	万	千	百	拾	円
千種区役所における広告付き 行政情報モニター・行事案内 モニター設置事業							

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン（ただし、消せるボールペンを除く）又は万年筆を使用し、明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の手直し、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

入 札 書

令和4年9月22日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 商号又は名称 名古屋株式会社
 役職名 代表取締役
 氏名 名古屋 一郎

者代
印表

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件名	金額						
	百万	拾万	万	千	百	拾	円
千種区役所における広告付き 行政情報モニター・行事案内 モニター設置事業	¥	1	0	0	0	0	0

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン（ただし、消せるボールペンを除く）又は万年筆を使用し、明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委 任 状

私は、都合により、
ます。 を代理人と定め、下記の権限を委任し

記

令和4年9月22日実施の千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業にかかる一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

(委任者)

所 在 地

商号または名称

代表者の役職・氏名

印

上記委任の件、承諾いたしました。

(受任者)

住 所

氏 名

印

(あて先) 名古屋市長

記載例

委任状

私は、都合により、**愛知 次郎** を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和4年9月22日実施の千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業にかかる一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和4年9月22日

入札書の提出日以前の日を
記入してください。

(委任者)

所在地

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

商号または名称

名古屋株式会社

代表者の役職・氏名

代表取締役 名古屋 一郎

代表
印

上記委任の件、承諾いたしました。

(受任者)

住所

名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

氏名

愛知 次郎

愛
知
印

(あて先) 名古屋市長

入札書に使用する印鑑
と同一の印を押印して
ください。

競争入札参加資格確認申請書の郵送

(表面)

4 6 4 - 8 6 4 4							
切手		名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地 名古屋市千種区役所企画経理室 行					
競争入札参加資格確認申請書在中							
<u>必ず朱書きしてください。</u>							

- ※ 簡易書留郵便による郵送をお勧めします。
- ※ 受付期間内に必着するように郵送してください。

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 所在地
商号又は名称
代表者の
役職及び氏名 印

令和4年8月26日付けで公告のありました千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業にかかる競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業にかかる入札公告に定める、2 競争入札参加資格(1)から(10)を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1通
<法人の場合> 法人登記簿謄本 1通
どちらも発行後1か月以内のもの
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
本店、支店、営業所等所在地確認書 1通
- 3 <個人法人いずれも> 履行実績調書 1通
- 4 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った封筒

(注) 申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入・押印してください。

競争入札参加資格確認申請書

令和4年9月22日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称 名古屋株式会社
代表者の 代表取締役 名古屋一郎
役職及び氏名

代表
者印

令和4年8月26日付けで公告のありました千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業にかかる競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業にかかる入札公告に定める、2 競争入札参加資格(1)から(10)を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1通
<法人の場合> 法人登記簿謄本 1通
どちらも発行後1か月以内のもの
- 2 <法人のみ> 法人役員等に関する調書 1通
本店、支店、営業所等所在地確認書 1通
- 3 <個人法人いずれも> 履行実績調書 1通
- 4 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った封筒

履行実績調書

令和4年 月 日

(あて先)
名古屋市長

(落札候補者) 所在地
商号又は名称
代表者の
役職及び氏名

印

次のとおり、広告掲出事業の履行実績を有しておりますので届け出ます。
あわせて、下記事項を証明できる書類（行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書等の
写し）を添付します。

記

業務内容	
履行期間	
履行場所	
契約期間	
掲出面積	
概要	

(作成上の注意)

複数の実績を記載する場合など、内容を所定欄に記載しきれない場合には概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。

記載例

履行実績調書

令和4年9月22日

平成29年4月1日以降の名古屋市における履行実績について記載してください。

名古屋市長

(落札候補者)所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称 名古屋株式会社
代表者の 代表取締役 名古屋一郎
役職及び氏名



次のとおり、広告掲出事業の履行実績を有しておりますので届け出ます。あわせて、下記事項を証明できる書類(行... 使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し)を添付します。

競争入札参加資格確認申請書に記入された申請者を記入し、押印してください。

Table with 2 columns: Item (業務内容, 履行期間, 履行場所, 契約期間, 掲出面積, 概要) and Value (e.g., 〇〇区役所における行政情報モニター広告設置事業, 令和4年4月1日から現在, 名古屋市〇〇区役所, etc.)

(作成上の注意)

複数の実績を記載する場合など、内容を所定欄に記載しきれない場合には概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。

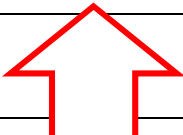
法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		
	()	M・T・S・H ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	M・T・ <u>・</u> ・H 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	M・T・ <u>Ⓢ</u> ・H 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	M・T・ <u>Ⓢ</u> ・H 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	M・T・ <u>Ⓢ</u> ・H 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
社外監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 二郎	M・T・ <u>Ⓢ</u> ・H 40・6・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番3号
	()	M・T・S・H ・		 <p>代表役員については、法人登記簿に記載されている住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。</p>
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

※ 法人の役員について記載すること。

本店、支店、営業所等所在地確認書

令和4年 月 日

(あて先)
名古屋市長

(落札候補者) 所 在 地
商号又は名称
代表者の
役職及び氏名 印

次のとおり、令和4年8月26日付けで公告のありました千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業にかかる入札につきましては、下記のとおり本店、支店、営業所等が名古屋市内にありますので報告いたします。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 連絡先
- 4 その他

記載例

本店、支店、営業所等所在地確認書

令和4年9月22日

(あて先)
名古屋市長

(落札候補者) 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
商号又は名称 名古屋株式会社
代表者の 代表取締役 名古屋一郎
役職及び氏名

代表
印

次のとおり、令和4年8月26日付けで公告のあった千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニターでは、下記のとおり本店、支店、営業所等が名古屋市の競争入札参加資格確認申請書に記入された申請者を記入し、押印してください。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 連絡先
- 4 その他

千種区役所における広告付き行政情報モニター・行事案内モニター設置事業
事業計画書

1 仕様等

※ 仕様、設置する高さ、設置方法について記載してください。

2 管理体制・スケジュール

※ 管理業務内容、管理運営体制及び緊急時の連絡先を記載してください。
広告内容の変更（付け替え）スケジュール等について、可能な範囲で記載してください。

※記載内容が枠内に収まらない場合は、各項目が記載された任意の様式又は資料で提出可能